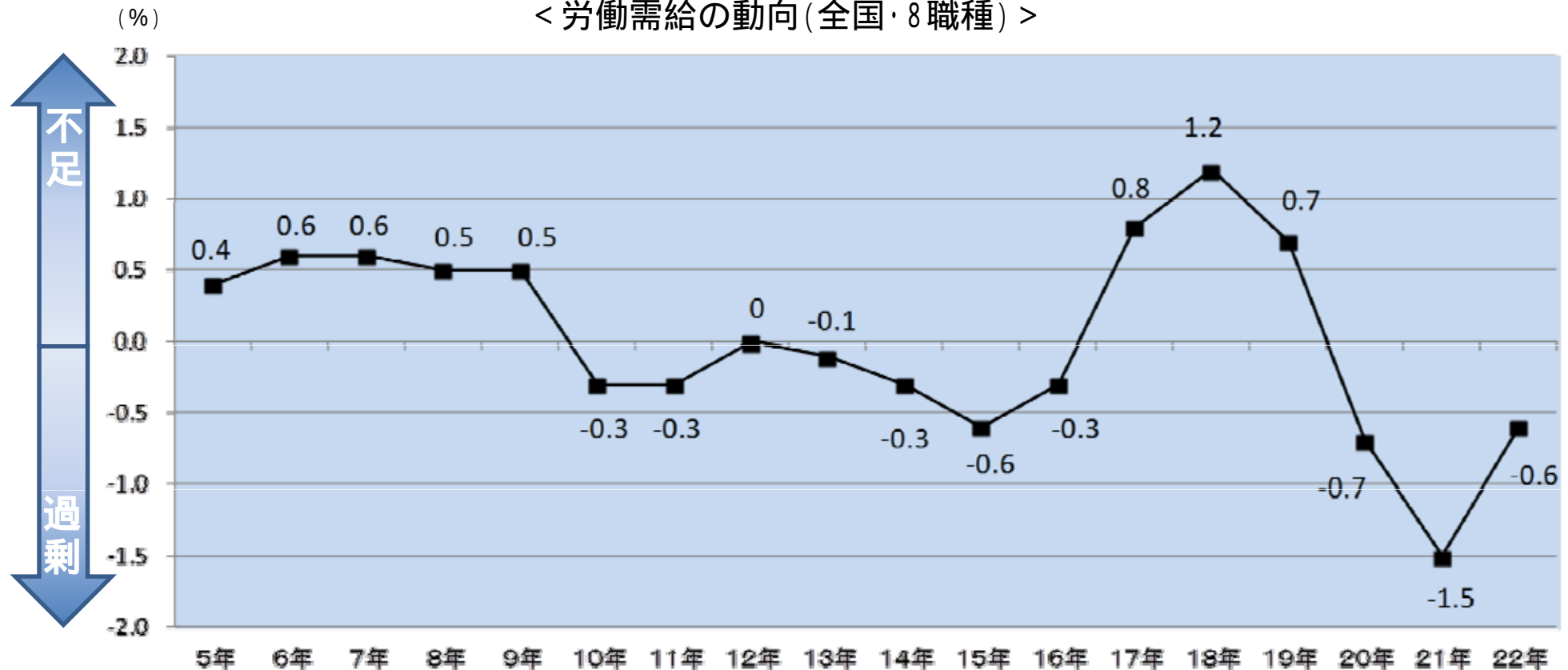


- 2 - 1 建設技能労働者の過不足

- 建設技能労働者の過不足をみると、平成22年平均は0.6%の過剰となっており、3年連続で過剰な状況にある。

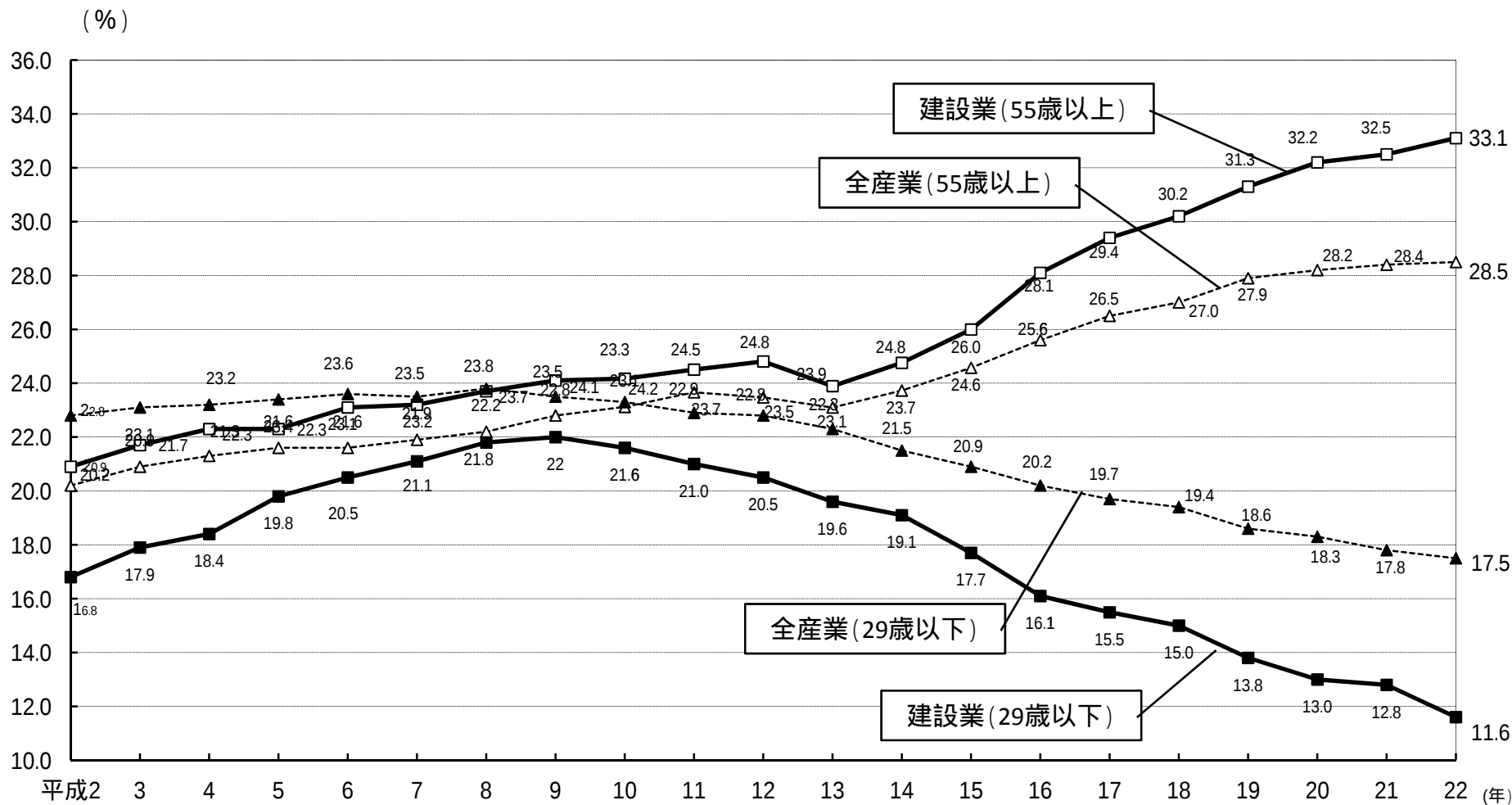
< 労働需給の動向(全国・8職種) >



- 8職種・・・型わく工(土木)・型わく工(建築)・左官・とび工・鉄筋工(土木)・鉄筋工(建築)・電工・配管工
- 過不足率のマイナスは、過剰を示す。プラスは、不足を示す。
- 不足率 = (確保したかったができなかった労働者数 - 確保したが過剰となった労働者数) ÷ (確保している労働者数 + 確保したかったができなかった労働者数) × 100
- 出所: 国土交通省「建設労働需給調査結果」

- 2 - 2 建設業就業者の年齢構成の推移

- 建設業就業者は、55歳以上が33%、29歳以下が12%と高齢化が進行しており、次世代への技術承継が大きな課題

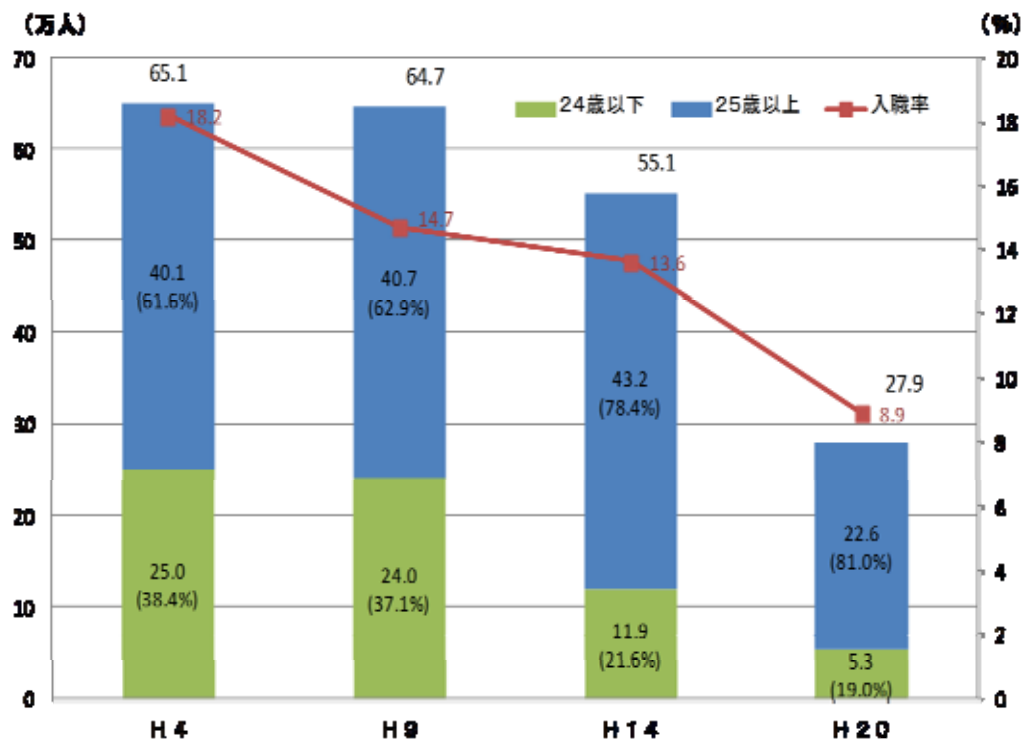


出所：総務省「労働力調査」

- 2 - 3 建設業における入職状況

- 建設業の入職率は低下傾向。特に24歳以下の若年入職者が減少
- 24歳以下の若年入職者数の割合は、近年、製造業と比較して、低い傾向

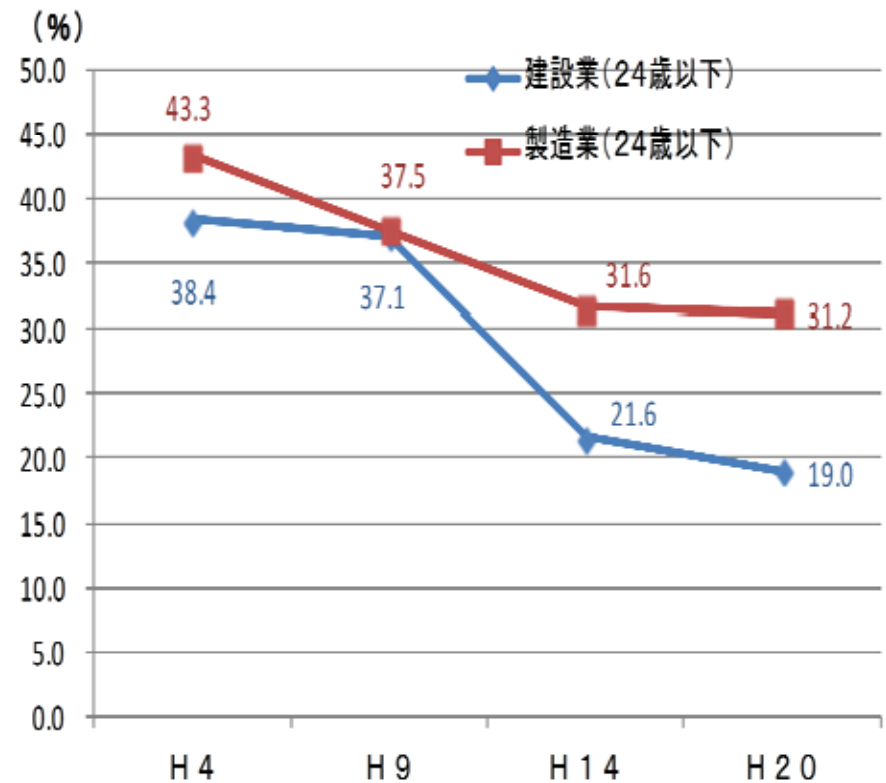
1. 入職者数の推移



出所：厚生労働省「雇用動向調査」

入職率 = 1～12月の入職者数 / 1月1日現在の常用労働者数 × 100

2. 入職者数全体に占める若年層の割合

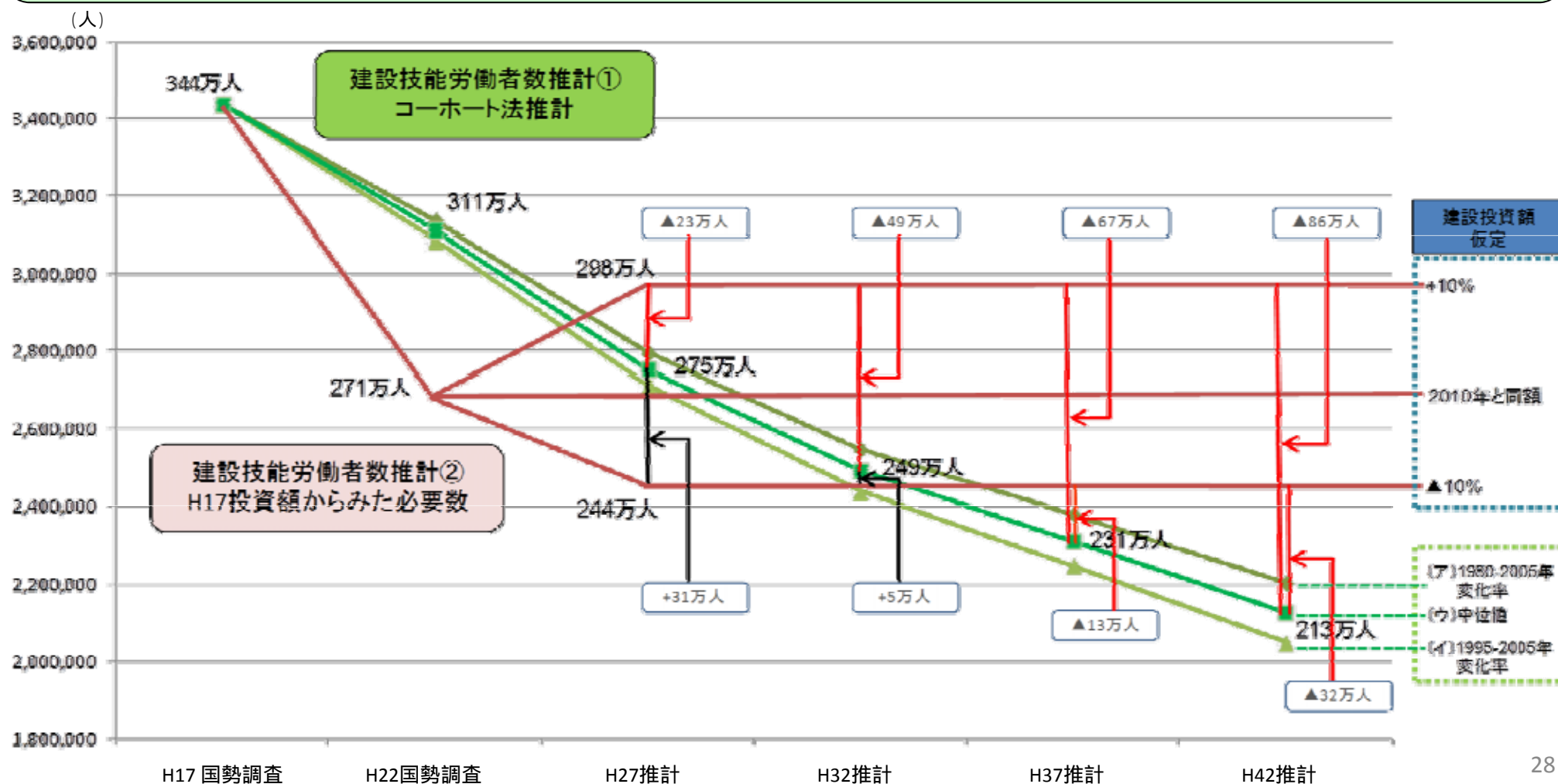


出所：厚生労働省「雇用動向調査」

- 2 - 4 建設技能労働者の将来推計

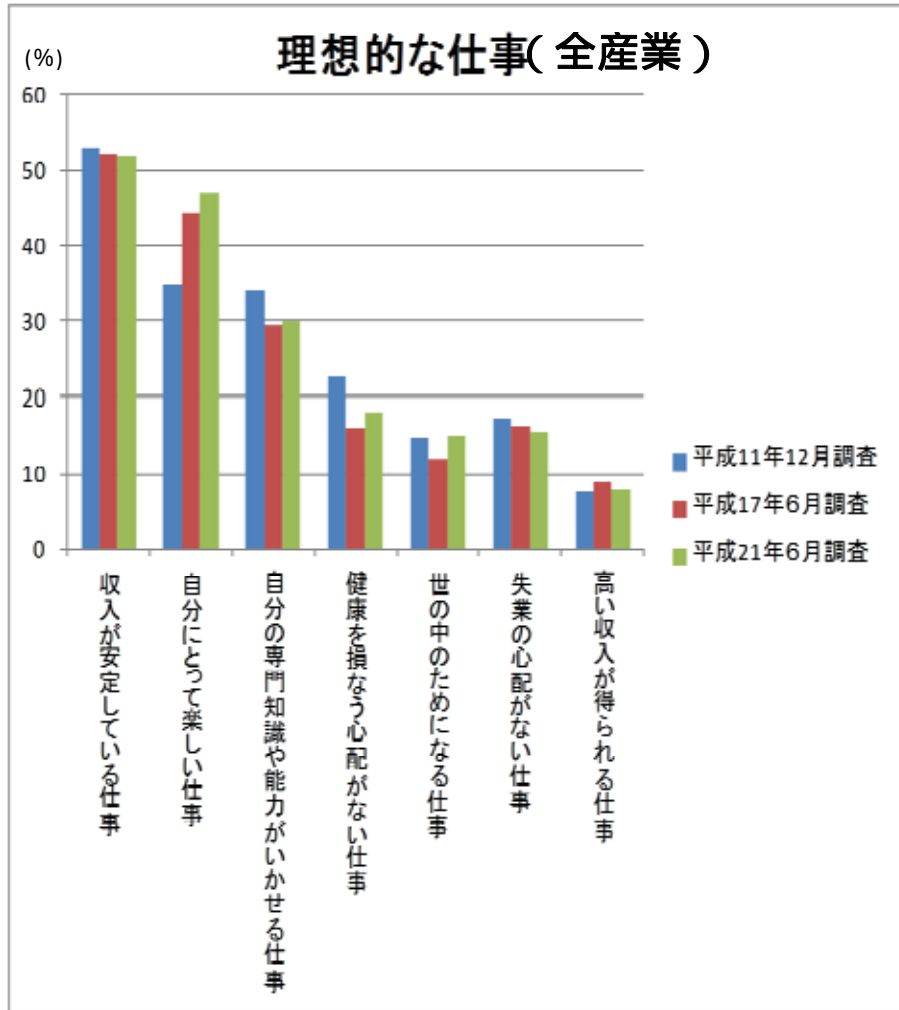
現状の若年層の入職率、過去の各年齢階層の経年変化率等をもとに、コーホート法により、将来の建設業就業者数(生産年齢人口)を推計。
 過去の変化率は、(ア)増加・減少局面(1980年～2005年)、(イ)減少局面(1995年～2005年)、(ウ) (ア)と(イ)の中位値で推計
 建設技能労働者(生産年齢人口)一人当たり建設投資額により、建設投資額の生産に必要な建設技能労働者数を推計。
 建設技能労働者一人当たり建設投資額(生産額)は2005年時点で固定。建設投資額は2010年見込み(40.7兆円)±10%と仮定

及び を比較すると、将来的には、ミスマッチ発生の可能性。

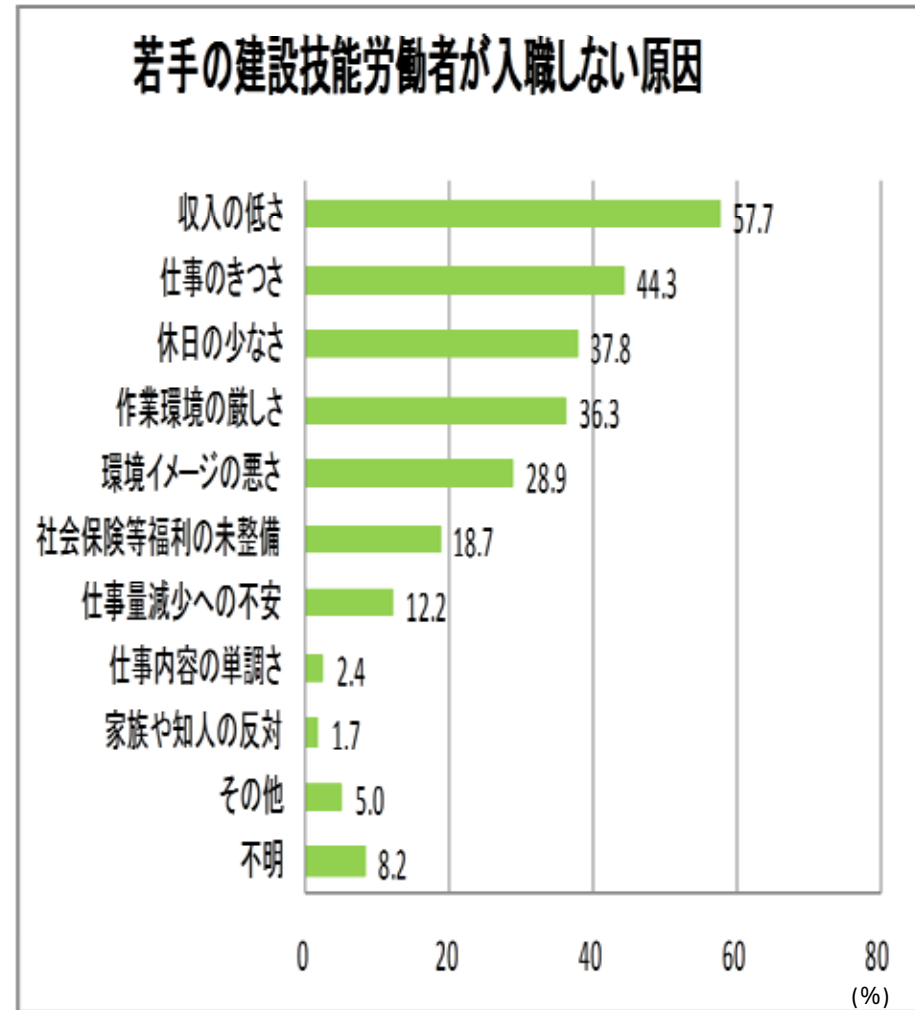


- 2 - 5 仕事に対する意識について

- 世論調査によると、理想的な仕事の第一は、「収入が安定している仕事」
- 専門工事業者に対する調査によると、若年者が入職しない理由の第一は、「収入の低さ」



出所:内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成21年8月)



出所:建設産業専門団体連合会「建設技能労働力の確保に関する調査報告書」(平成19年3月)

- 2 - 6 建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

数値は、2011年6月時点

			労働保険		社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
事業所の 形態	常用労働者 の数	就労形態	雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	
法人 約 40万社	1人～	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等 1 (事業主負担5.495% 2)	厚生年金 3 (事業主負担8.159%)	○ 3保険の負担 14.804%
	-	日雇 労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% + 日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けん ぽ(日雇特例被保険者) 1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○ 日雇労働保険の負担 1.150% + 日額48円～88円
	-	役員等	-	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等 1 (事業主負担5.495% 2)	厚生年金 3 (事業主負担8.159%)	○ 2保険 + 労災保険の負担 13.654% + 労災保険料
個人事業主 約 10万者	5人～	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等 1 (事業主負担5.495% 2)	厚生年金 3 (事業主負担8.159%)	○ 3保険の負担 14.804%
	1人～4人	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○ 雇用保険の負担 1.150%
	-	日雇 労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% + 日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けん ぽ(日雇特例被保険者) 1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○ 日雇労働保険の負担 1.150% + 日額48円～88円
	-	事業主、 一人親方	-	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○ 労災保険料の負担

- 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)
- 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。
- 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

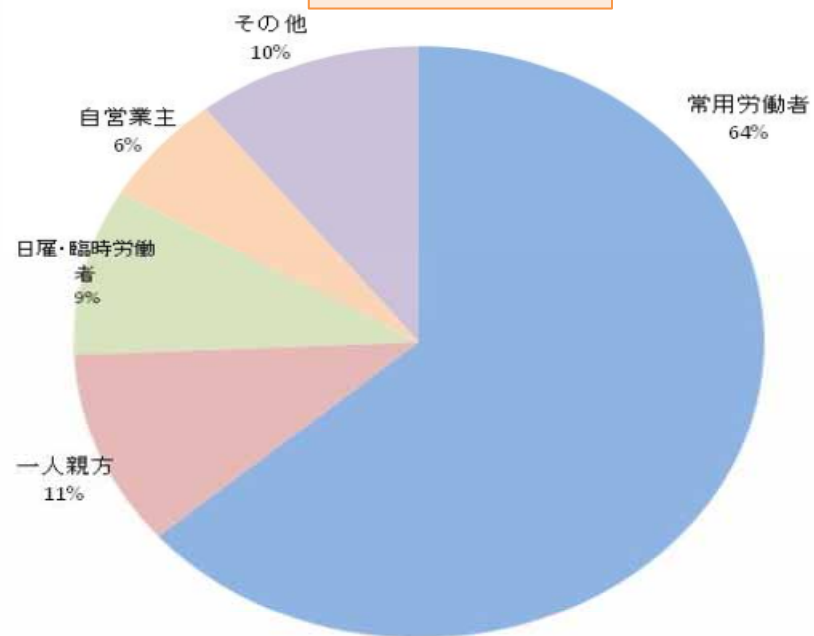
□ : 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

■ : 事業主負担がない部分

- 2 - 7 建設技能労働者の就労形態と社会保険等の加入状況

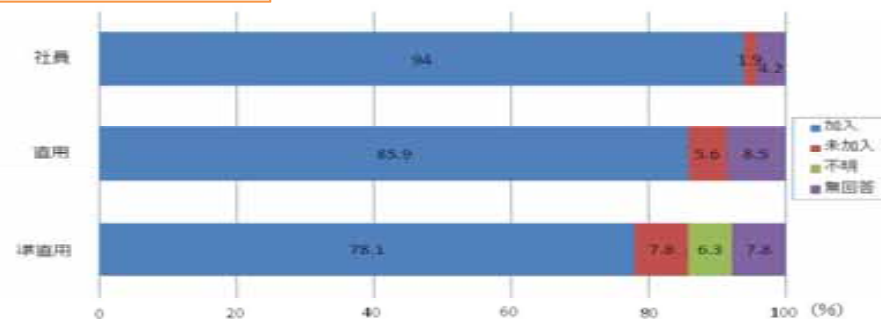
- 「直用」、「準直用」などの就労形態が不明確な者については、社会保険等に参加している企業の割合は低い状況

就労形態の状況

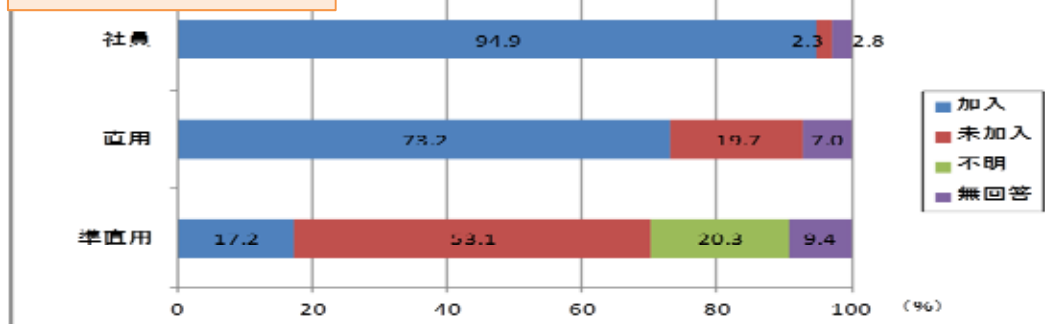


出所：国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」(H20)

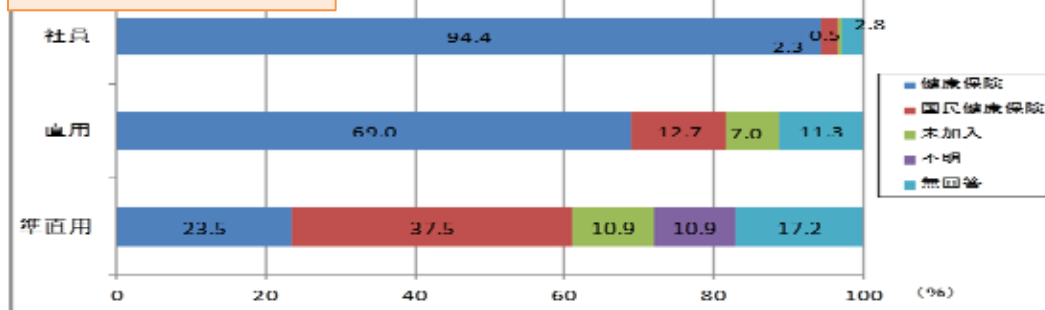
労災保険の加入状況



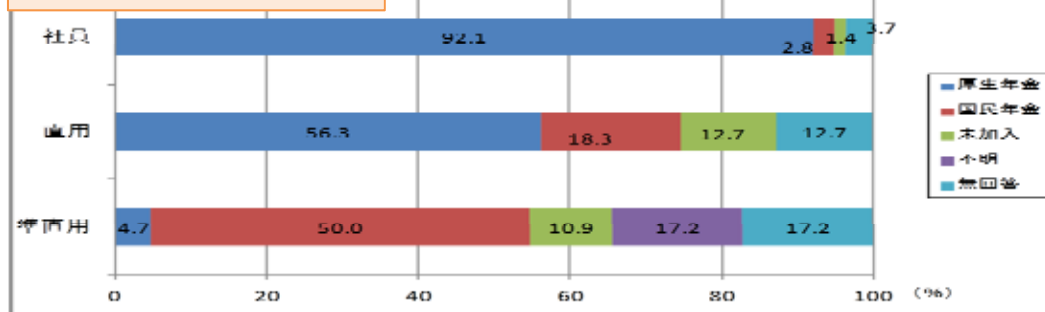
雇用保険の加入状況



健康保険の加入状況



厚生年金保険の加入状況



出所：(社)建設産業専門団体連合会「技能労働者の雇用労働条件に関する調査報告書」(平成20年3月)
回答数(社員：215社、直用：71社、準直用64社)

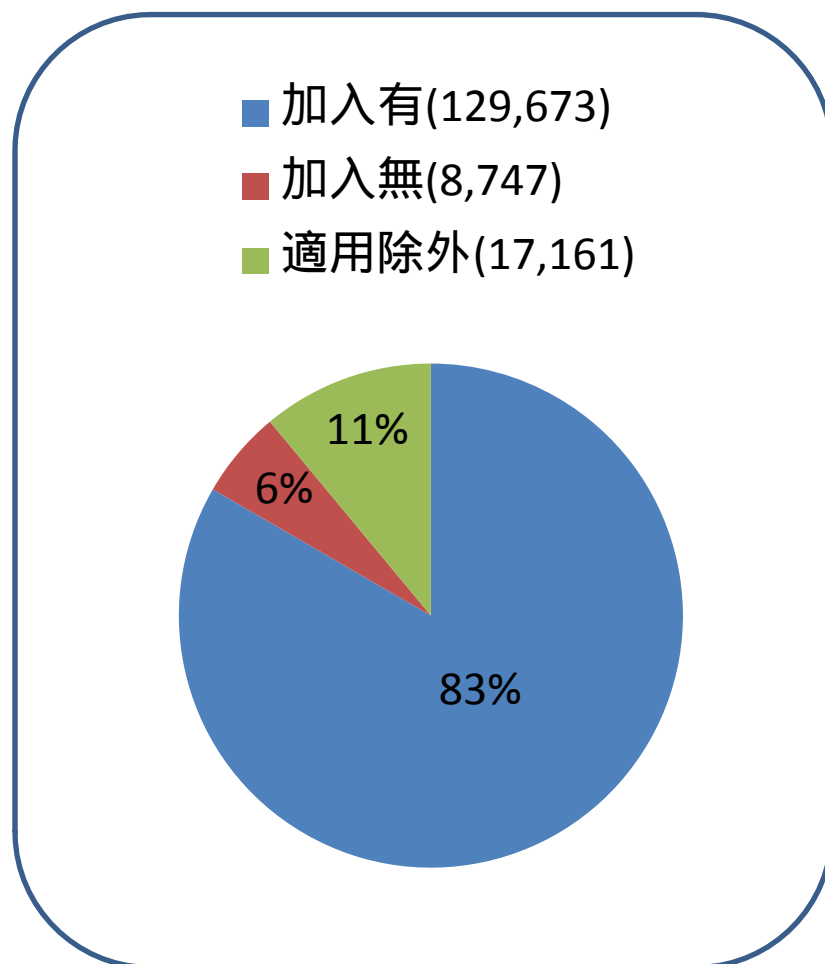
- 2 - 8 経営事項審査における社会保険等の加入状況

- 公共事業の元請企業の加入状況(経営事項審査)をみると、雇用保険の未加入企業は6%、健康保険及び厚生年金保険の未加入企業は10%となっている。

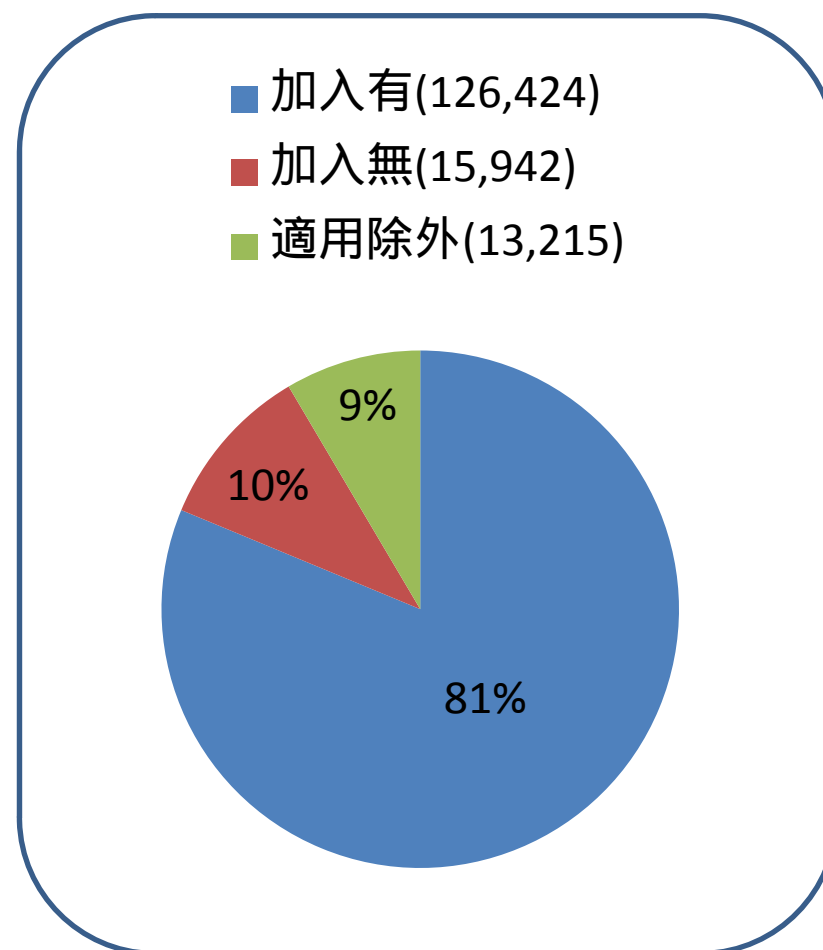
経営事項審査：平成22年度総合評定値登録業者数（標本数：155,581）

企業単位での加入状況

【雇用保険加入の有無】



【健康保険及び厚生年金保険加入の有無】



- 2 - 9 社会保険等の加入状況

○ 雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合(平成21年度)

	建設業	製造業
雇用保険	61.0%	92.6%
健康保険(協会けんぽ) < 旧政府管掌健康保険 >	42.9%	39.1%
厚生年金保険	61.9%	87.1%

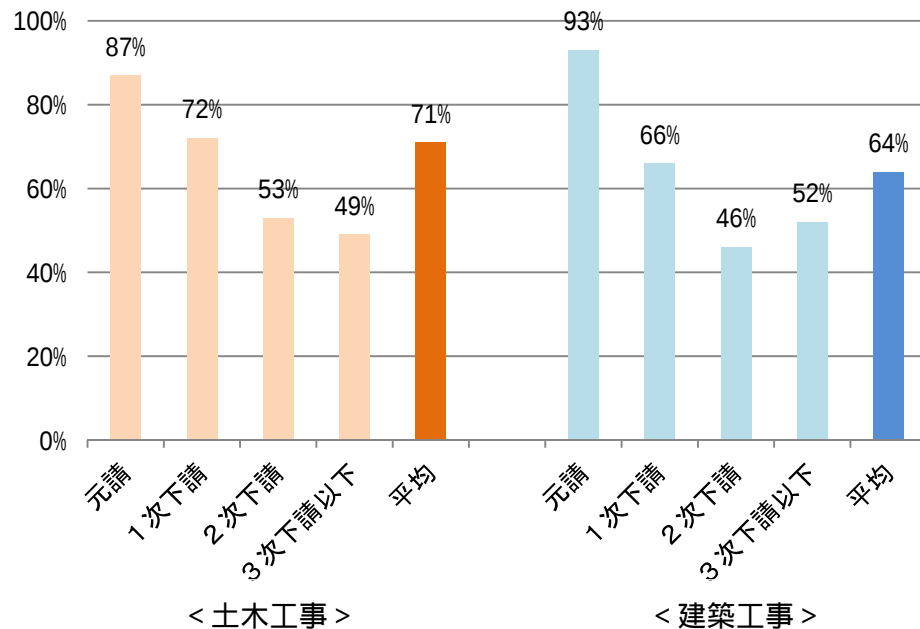
出所： 総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」

- 2 - 10 公共事業労務費調査における社会保険等の加入状況

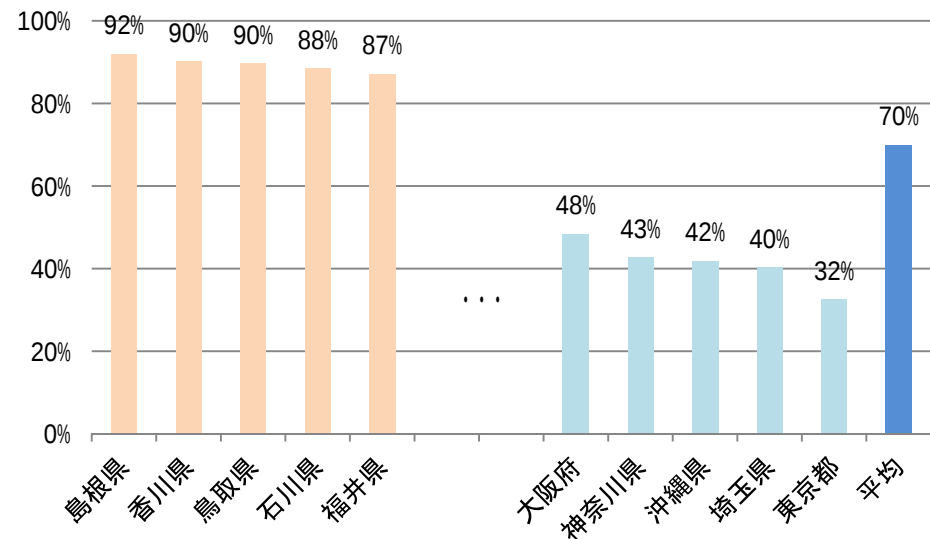
- 労働者単位での加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっている。
- 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。

労働者単位での加入状況

元請・下請次数別（合計標本数：77,891）



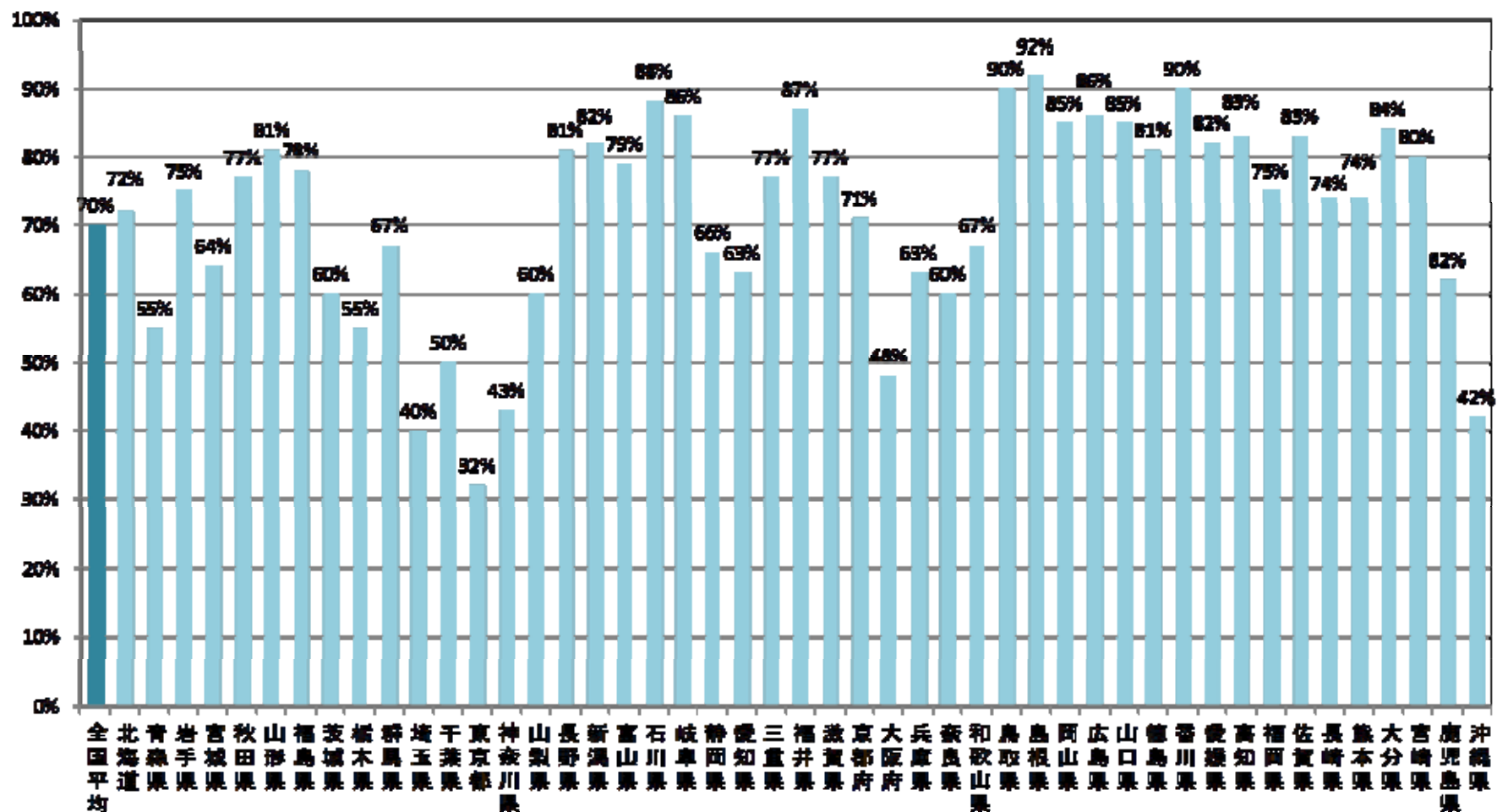
都道府県別（合計標本数：77,891）



平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者（交通誘導員A、Bを除く）の有効標本（77,891標本）のうち、雇用保険、健康保険（一般健康保険、日雇特例保険、全国土建国保、または船員保険等）、及び厚生年金保険の法定福利費控除額（本人負担額）が3保険とも確認できた標本の率を示す。
法定福利費控除額（本人負担額）が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

- 2 - 11 公共事業労務費調査における社会保険等の加入状況

○都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。



平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者（交通誘導員A、Bを除く）の有効標本（77,891標本）のうち、雇用保険、健康保険（一般健康保険、日雇特例保険、全国土建国保、または船員保険等）、及び厚生年金保険の法定福利費控除額（本人負担額）が3保険とも確認できた標本の率を示す。

法定福利費控除額（本人負担額）が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

- 2 - 12 法定福利費の事業主負担額(公共工事設計労務単価による試算)

法定福利費のうち、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の事業主負担額(試算)(参考公表)

(円)

日当たり賃金	標準報酬月額	種類 負担率	労働保険	社会保険		法定福利費の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金 + 法定 福利費の事業主負担 額(日当たり)	日当たり に対する 割合
			雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)	厚生年金保険 (児童手当拠出金を含む)			
			1.150%	5.495%	8.159%			
7,500	170,000		1,898	9,342	13,870	25,110	8,641	115.2%
10,000	220,000		2,530	12,089	17,950	32,569	11,480	114.8%
12,500	280,000		3,163	15,386	22,845	41,394	14,382	115.1%
15,000	340,000		3,795	18,683	27,741	50,219	17,283	115.2%
17,500	380,000		4,428	20,881	31,004	56,313	20,060	114.6%
20,000	440,000		5,060	24,178	35,900	65,138	22,961	114.8%
22,500	500,000		5,693	27,475	40,795	73,963	25,862	114.9%
25,000	560,000		6,325	30,772	45,690	82,787	28,763	115.1%
27,500	620,000		6,958	34,069	50,586	91,613	31,664	115.1%
30,000	650,000		7,590	35,718	53,034	96,342	34,379	114.6%

雇用保険: 労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。

事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の月当たり賃金をもとに算定。

(例: 日当たり賃金15,000円 × 22日 = 月当たり賃金330,000円)

健康保険・厚生年金保険: 法人及び常時5人以上の従業員を使用する事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。

事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の標準報酬月額(賞与等を含まない)を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は620,000円。

(例: 日当たり賃金15,000円 × 22日 = 月当たり賃金330,000円 → 報酬月額330,000円以上350,000円未満の標準報酬月額は340,000円)

「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険料(東京)の掛金、介護保険料を含む。

「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)

「法定福利費の事業主負担額(日当たり)」は、「法定福利費の事業主負担額(月当たり)」を22日で除して算定。

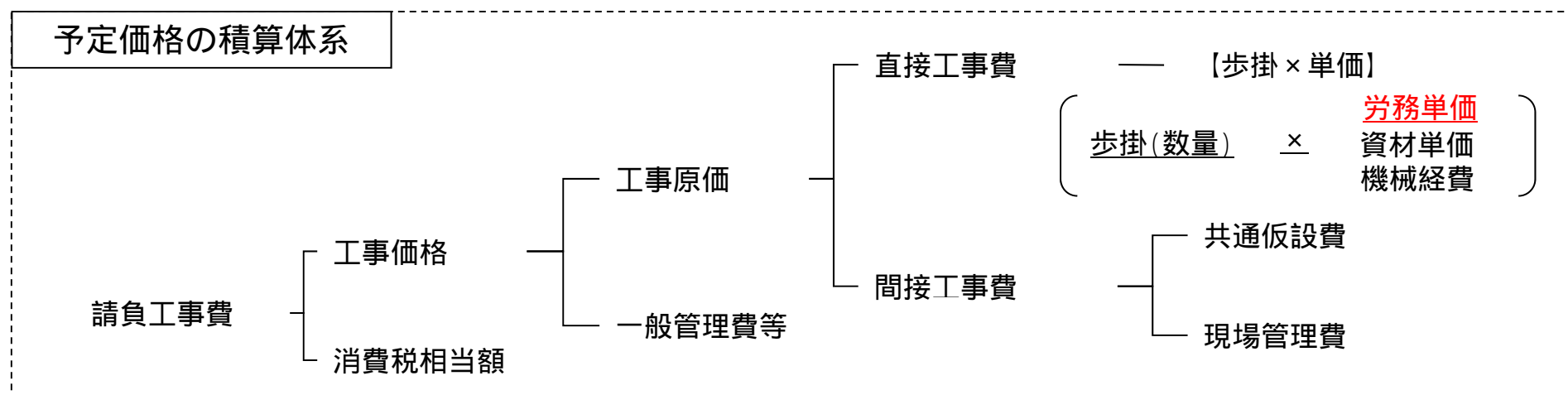
小数点以下は四捨五入して算定。

平成23年4月時点の負担率

- 2 - 13 公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価
個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金)を拘束するものではない
諸経費分は含まれていない
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **設定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約20万人)の賃金支払実態を調査し、取引の実例価格として設定。
- **利用者**: 国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。

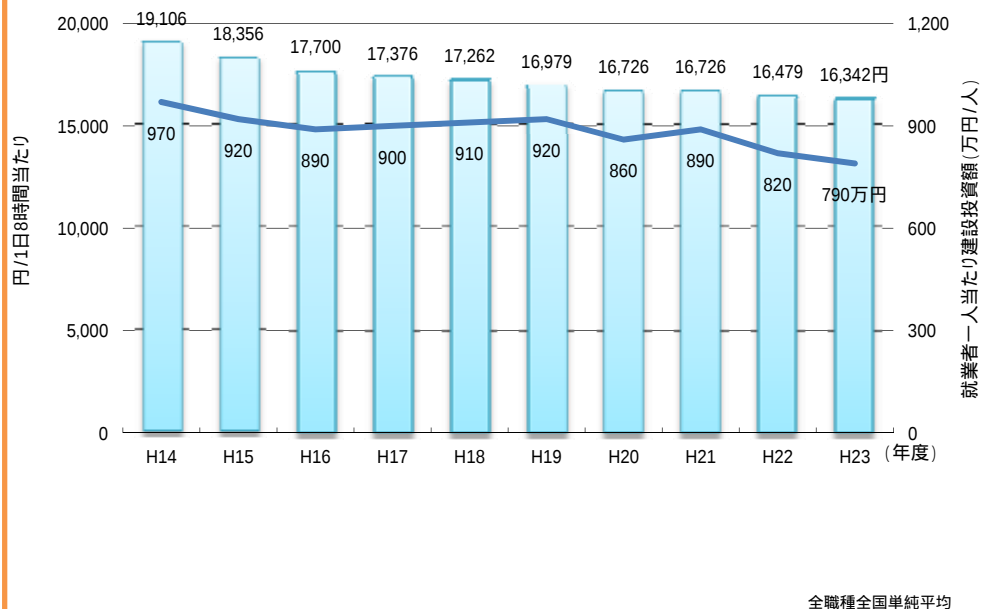


- 2 - 14 公共工事労務単価の水準等について

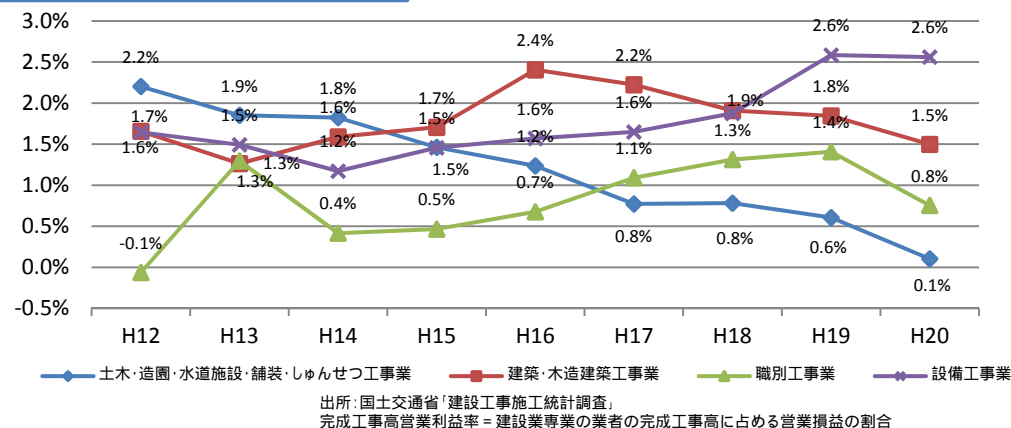
- 予算決算及び会計令を踏まえ、約20万人の建設労働者の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として決定。
- 一人当たり建設投資額の低下 (▲19%)、土木工事業の利益率の低下 (2.2%→0.1%) 等により、労務単価は10年間で▲14%。

公共工事設計労務単価の推移

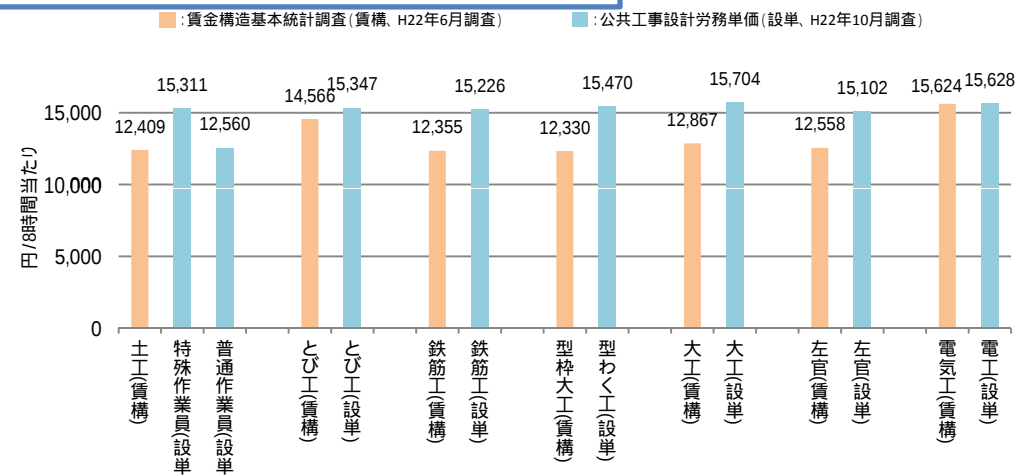
	H14年度 (H13年度調査)	→ H23年度 (H22年度調査)
○ 就業者一人当たり建設投資額	970万円/人	790万円/人 (▲19%)
○ 公共工事設計労務単価 (全職種全国単純平均)	19,106円/日	16,342円/日 (▲14%)



完成工事高営業利益率の推移



賃金構造基本統計調査との日額比較 (推計値)



賃金構造基本統計調査と公共工事設計労務単価は、調査方法が異なるため、単純に比較できないが、賃金構造基本統計調査の「所定内給与」と、「年間賞与その他特別給与」を12で除したものの合計値を、所定内労働時間数で除して8時間当たり(日額)に換算。
公共工事設計労務単価は、職種別の全国平均

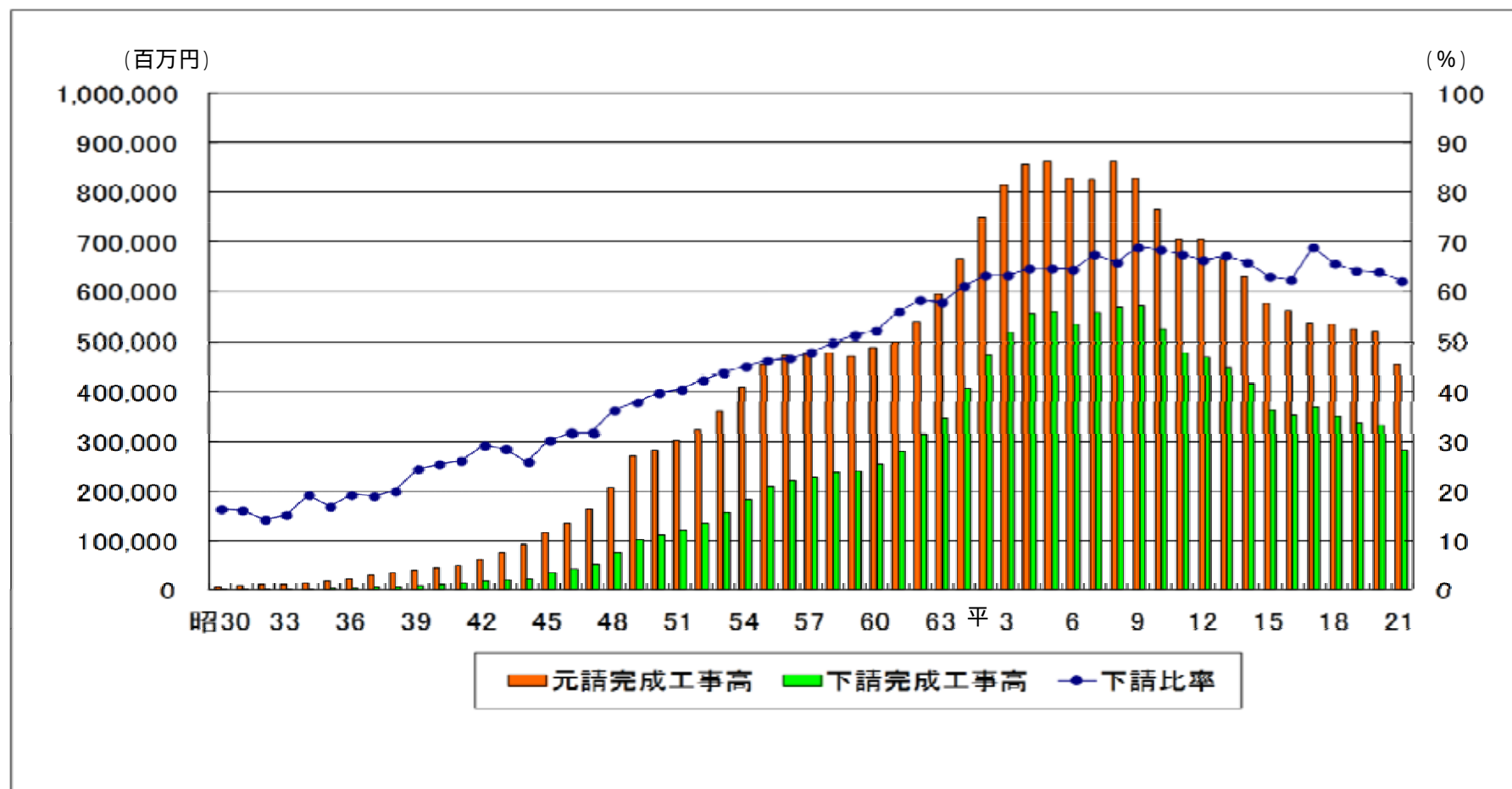
- 2 - 15 諸外国における社会保険等の状況

○ 欧米各国では、社会保険等の加入は、労使共通の認識(米英は医療保険なし)

項目	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
雇用保険制度	- 被保険者: 65歳未満の労働者 - 保険料率: 本人0.7% 事業主1.15% (2011)	州ごとに運営 - 被保険者(代表例) - 当該年、前年のいずれかの四半期に1500ドル以上の賃金を支払った者に雇用される者など - 保険料率(代表例) - 連邦: 事業主6.2% - 州: 州財政に相違	- 被保険者: 18歳以上年金受給年齢未満者 - 保険料率: 被用者12% 事業主13.8% 年金と一体の制度	- 被保険者: 民間賃金労働者 - 保険料率: 被用者2.4% 事業主4.0%	- 被保険者: 65歳未満の労働者 - 保険料率: 被用者1.5% 事業主1.5%
医療保険制度等	- 方式: 社会保険方式 - 自己負担: 3割が基本 - 保険料: 本人5.495% 事業主5.495% (協会けんぽ(東京都)介護保険料を含む。2011)	—	- 方式: 税方式 - 自己負担: なし - 保険料: なし - 原資の約2割は国民年金から充当。残余は税。	- 方式: 社会保険方式 - 自己負担: 外来30%、入院20%、薬剤35%など - 保険料: 本人 0.75% 事業主13.1%	- 方式: 社会保険方式 - 自己負担: 外来10€、入院一日10€、薬剤10%(下限5€上限10€)など - 保険料: 本人 8.2% 事業主 7.3%
年金保険制度	- 強制加入対象者: 被用者 - 支給開始: 60歳(引上予定: 60 65) - 保険料率(2010年9月~): 本人8.029% 事業主8.159% 厚生年金、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)	- 強制加入対象者: 被用者及び自営業者 - 支給開始年齢(2010年): 66歳(2027年までに67歳に引上げ) - 保険料率(2010年): 本人 6.2% 事業主 6.2%	- 強制加入対象者: 被用者及び自営業者 - 支給開始年齢(2010年): 男性65歳、女性60歳(女性は2020年までに65歳に引上げ。さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ) - 保険料率(2010年): 本人 11% 事業主132.8% 保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用	- 強制加入対象者: 被用者及び自営業者 - 支給開始年齢(2010年): 60歳(2018年までに62歳に引上げ) - 保険料率(2010年): 本人 6.75% 事業主 9.9%	- 強制加入対象者: 民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等) - 支給開始年齢(2010年): 65歳(2012年から2029年までに67歳に引上げ) - 保険料率(2010年): 本人 9.95% 事業主 9.95%
遵守状況等	相当数の未加入(建設技能労働)	- 一般的に厳しい取締り、ペナルティ - 医療保険説明も必要(公共工事)	税の徴収と一体的な徴収	- 基本的に遵守されている - 関係証明書提出(公共工事)	公共契約法典における遵守(公共工事)

- 2 - 16 下請比率の推移

- 下請構造の重層化に伴い、下請比率(下請完成工事高 / 元請完成工事高)は上昇傾向にあったが、近年では60%半ばで推移している。



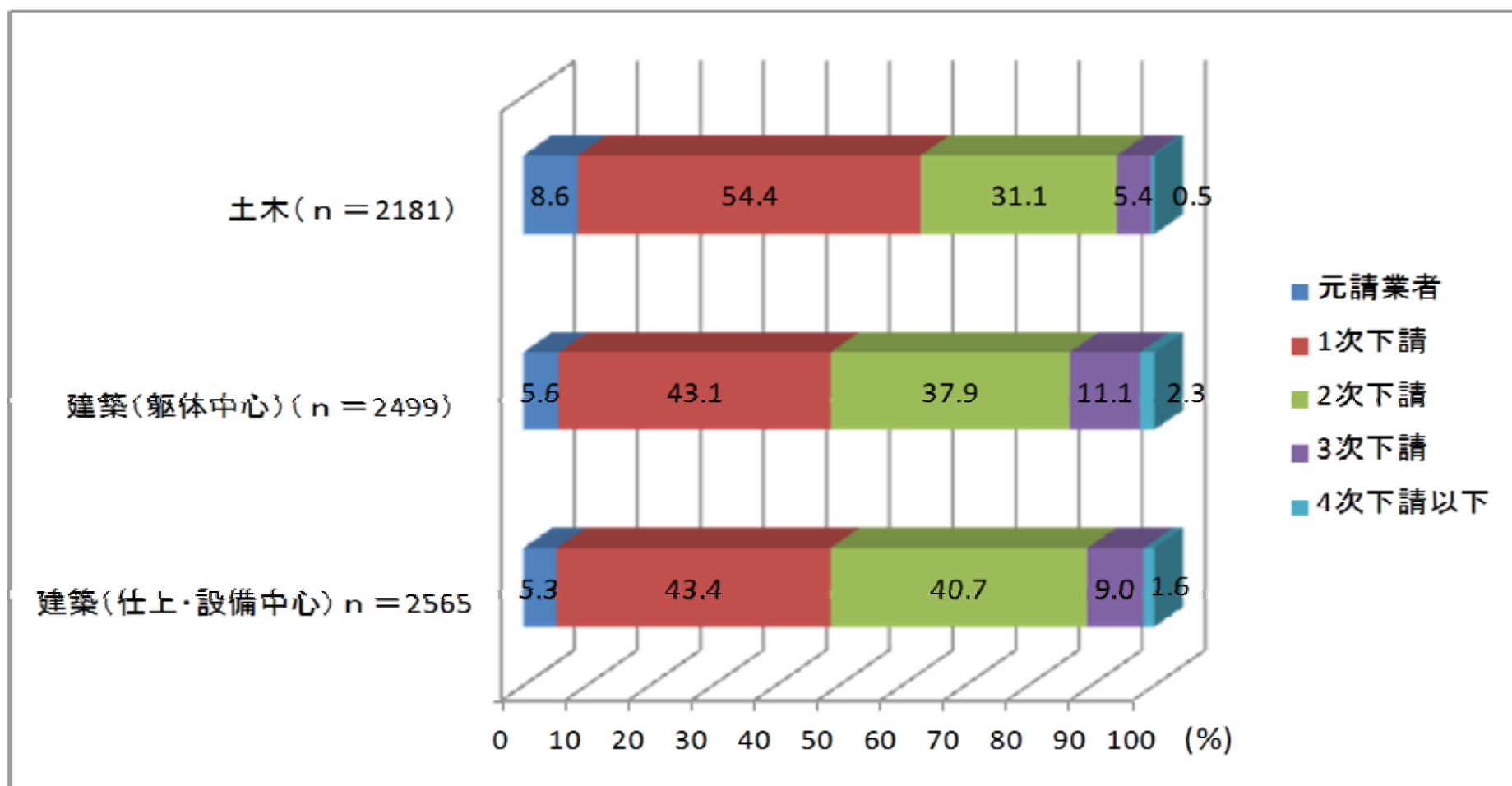
下請比率とは、建設施工統計調査での元請完工高に対する下請完工高の割合(下請完工高 / 元請完工高)。

同統計調査では、建設業者に対して、発注者(施主)から直接請け負った工事の出来高相当額である「元請完工高」と、元請工事以外の他の建設業者(元請や下請)から請け負った工事の出来高相当額である「下請完工高」を聴取している。ここでいう「下請比率」とは、調査母集団の建設業者について、元請として請け負った工事のボリュームに対して、下請として請け負った工事のボリュームがどの程度あるか、を平均的な姿として表したものである。

- 2 - 17 建設技能労働者の所属する企業の請負階層

- 工事種類別にみると、土木系より建築系の方が、重層化の割合が高い。

所属企業の請負階層【工事種類別】



出所：国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」（平成20年度）

- 2 - 18 建設産業における生産の特性について

○ 建設産業の生産システムは、屋外における単品・受注生産

各現場ごとでその規模・内容が異なり、1件ごとに受注してはじめて生産が行われるシステム

- 工事量が発注者の動向、経済情勢により大きく左右
- 工事により必要となる職種が異なる
- 最大の工事量を前提とした労働力・機械を有することは企業にとって大きな負担

○ 重層下請構造の形成

総合的管理監督機能を担う**総合工事業者（元請）**と直接施工機能を担う多くの**専門工事業者（下請）**からなる分業関係を基本とするネットワーク型の重層構造

- 受注した工事の規模・内容に応じて必要な労働力・機械を調達できるシステム

建設工事の施工形態のイメージ

(ビル工事の例)

総合工事業者(ゼネコン)

本事例は一括発注のケースであり、分離発注においては専門工事業者が発注者から直接受注する。

専門工事業（基礎）

■ 杭打ち工事

1次下請

A社

2次下請

A2a

A2b

3次下請

A3a

A3b



(ウェルポイント工)

専門工事業（躯体）

- とび・土工工事
- 型枠工事
- 鉄筋工事

B社

B2a

B2b

B3a

B3b



(とび工)

専門工事業（仕上）

- 塗装工事
- 内装仕上工事
- 防水工事

C社

C2a

C2b

C3a

C3b



(塗装工)

専門工事業（設備）

- 電気設備工事
- 空調衛生工事

D社

D2a

D2b

D3a

D3b

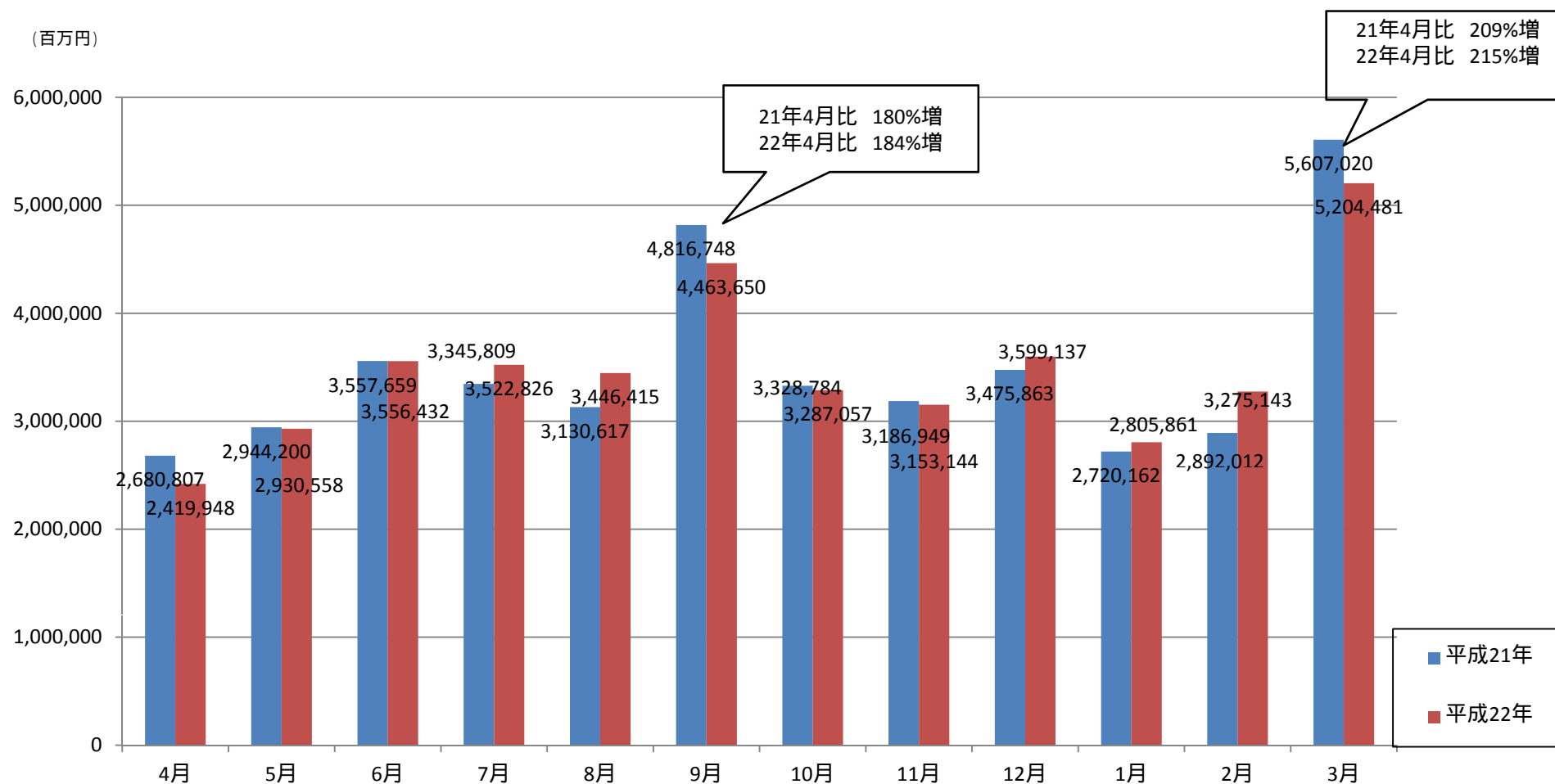


(配管工)

- 2 - 19 月別受注高の推移

- 建設工事の月別受注高をみると、9月と3月に受注高が比較的高くなっている。

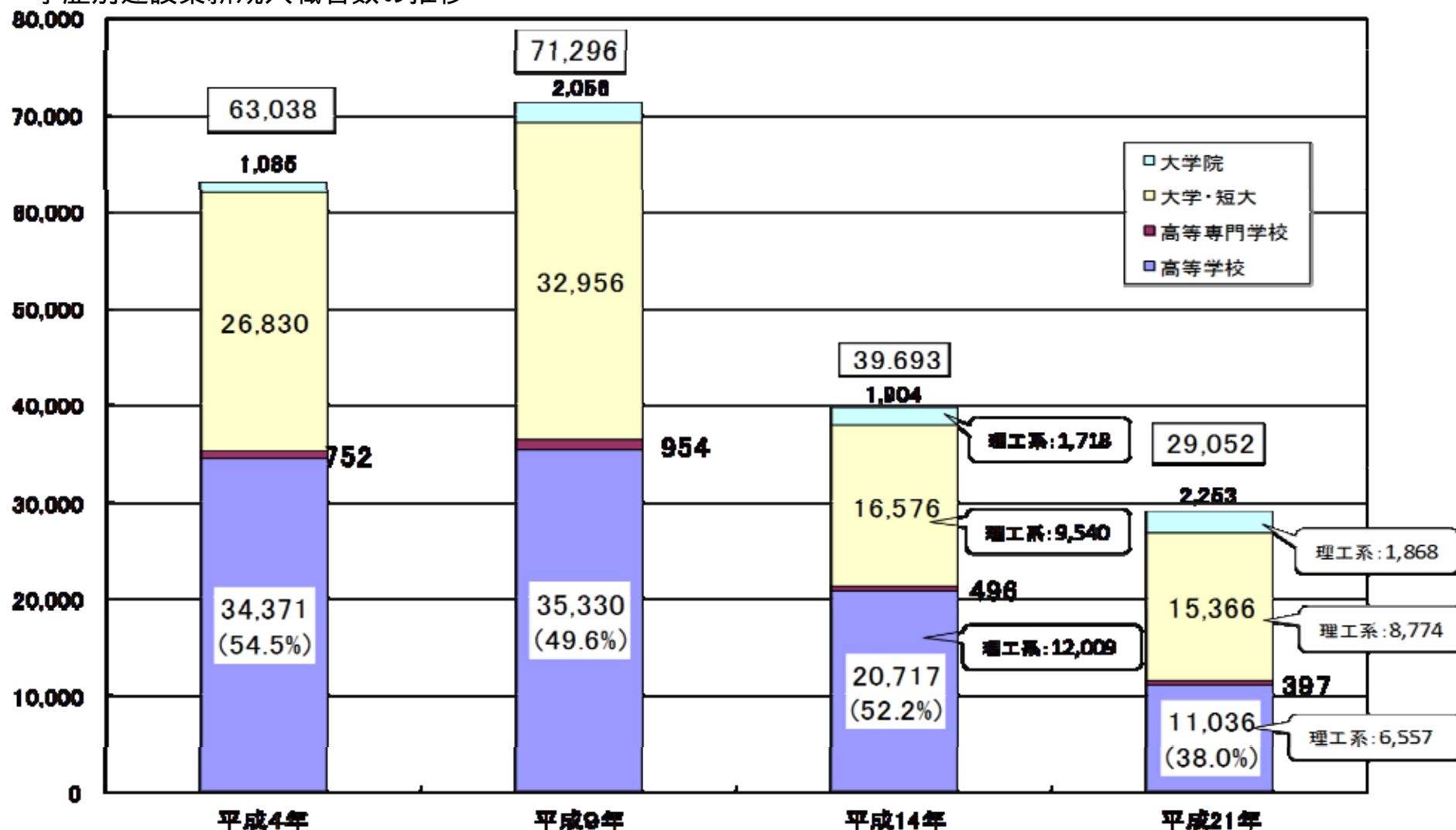
受注高時系列表



- 3 - 1 建設業への新規学卒者の入職状況

- 技術者(H21:32万人)の人材となる大学院、大学・短大の理工系入職者は、H14:11,258人→H21:10,642人。
- 一方、技能労働者(H21:342万人)の人材となる高校の理工系入職者は、H14:12,009人→H21:6,557人。

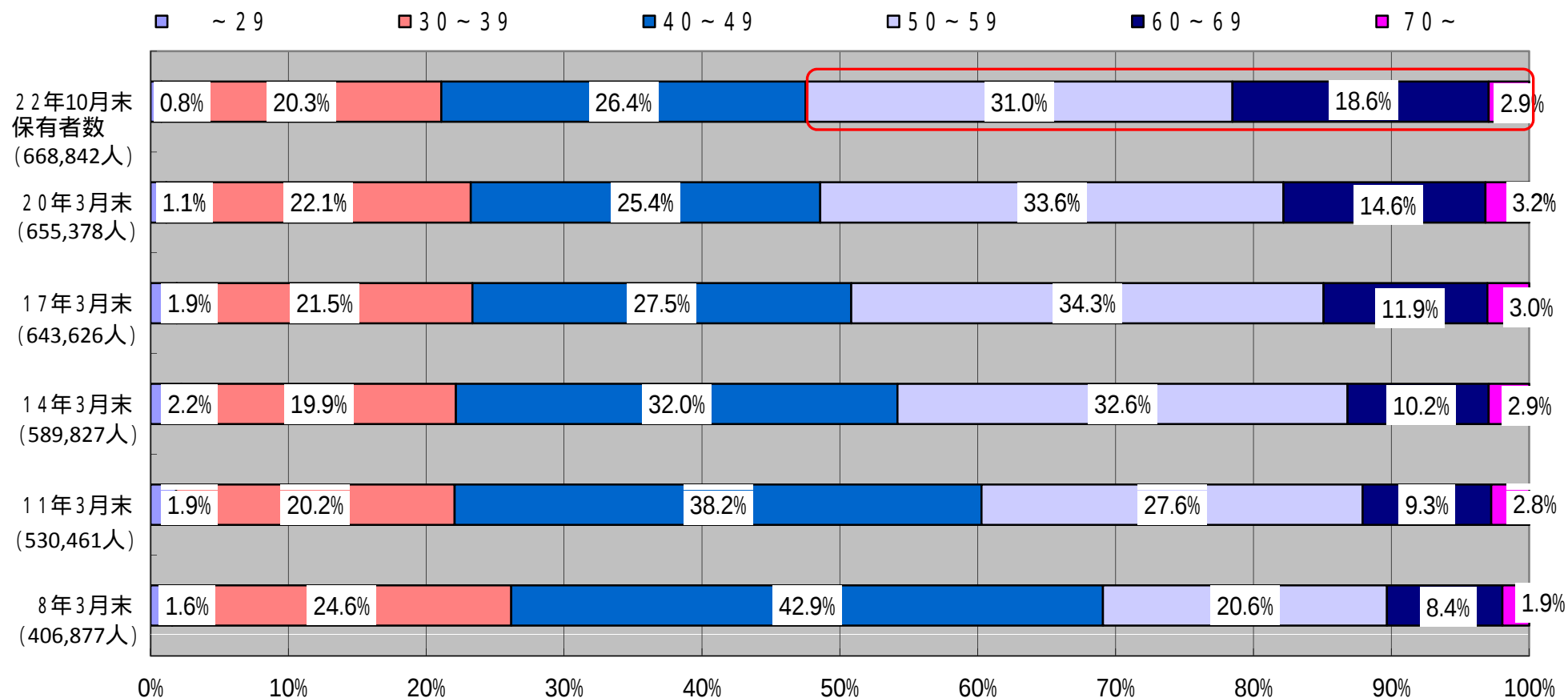
学歴別建設業新規入職者数の推移



出所：文部科学省「学校基本調査」

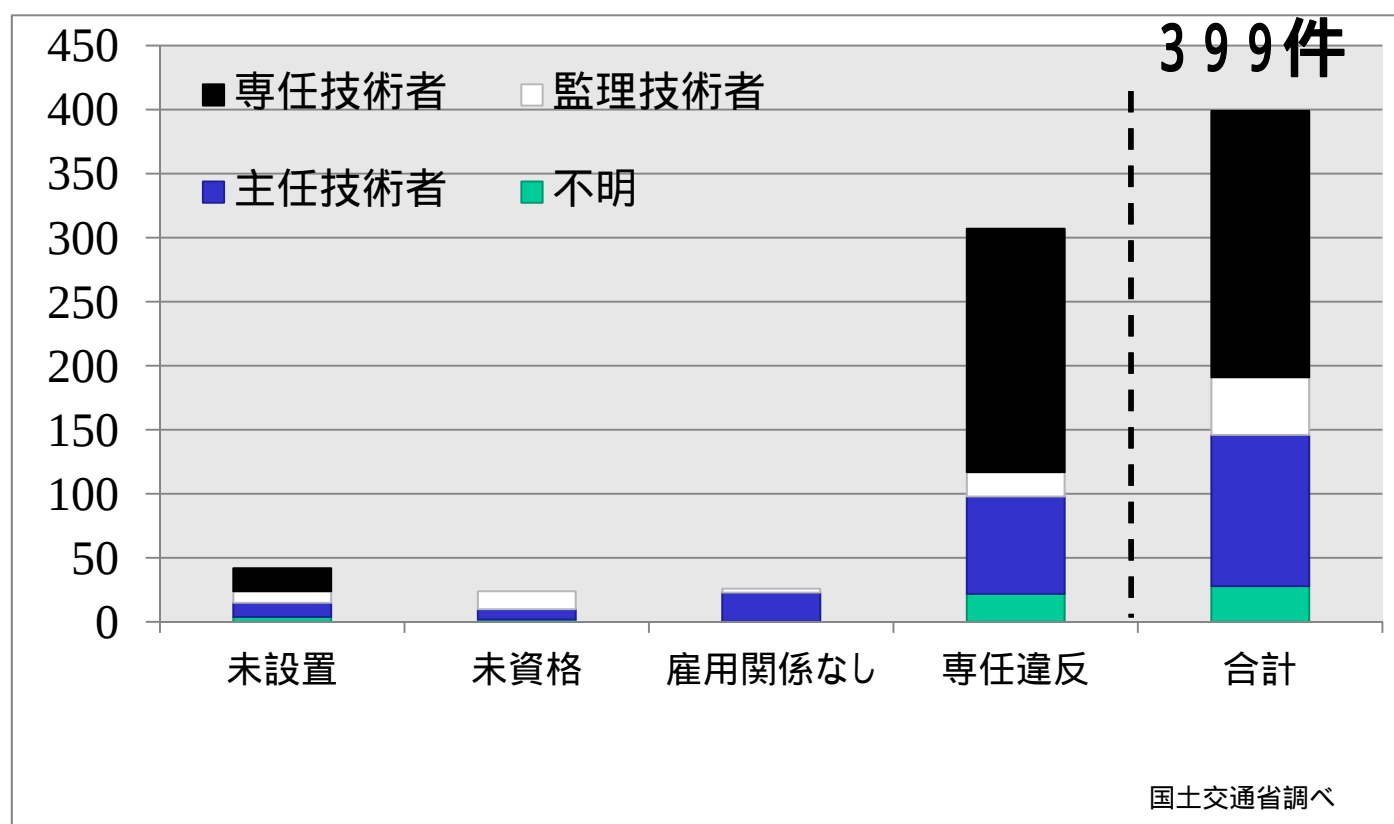
- 3 - 2 監理技術者資格者証保有者の年齢構成分布

- 監理技術者資格者証の保有者は、50歳以上が50%を超え、高年齢化による技術承継が大きな課題。



- 3 - 3 過去5年の技術者に係る監督処分件数

- 過去5年間(平成18年度～平成22年度)の監督処分は400件程度。
- 専任技術者に次ぎ、主任技術者に係る違反が多い。



- 3 - 4 2 8 業種区分の経緯等

- 施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案し、**昭和46年に現行の28業種に設定。**
(昭和46年以降、業種区分の改正は行われていない)

24年制定建設業法	36年改正	46年改正(現行)
	土木一式	土木一式
	建築一式	建築一式
大工	大工(建具取付を除く)	大工
左官	左官	左官
土工	土工	とび・土工・コンクリート
石(石碑、墓石工事を除く)	石(石碑、墓石工事を除く)	石
屋根(板金屋根を含む)	屋根(板金屋根を含む)	屋根
電気配線	電気配線(電気通管を除く)	電気
管(さく井を含む)	管(さく井を含む)	管
れんが	れんが(ブロックを除く)	タイル・れんが・ブロック
鉄骨	鉄骨	鋼構造物
鉄筋	鉄筋	鉄筋
ぼ装	ぼ装	ぼ装
コンクリート	コンクリート	
しゅんせつ	しゅんせつ	しゅんせつ
板金	板金	板金
とび	とび	
ガラス	ガラス	ガラス
塗装	塗装	塗装
防水	防水	防水
タイル	タイル	
壁紙	壁紙	内装仕上
機械器具設置(金属製建具 取付等を含む)	機械器具設置(金属製建具 取付等を含む)	機械器具設置
熱絶縁	熱絶縁	熱絶縁
	電気通管	電気通管
	ブロック	造園
		さく井
		建具
		水道施設
		消防施設
		清掃施設
22業種	26業種	28業種

- 3 - 5 許可業種区分と連動する技術者要件

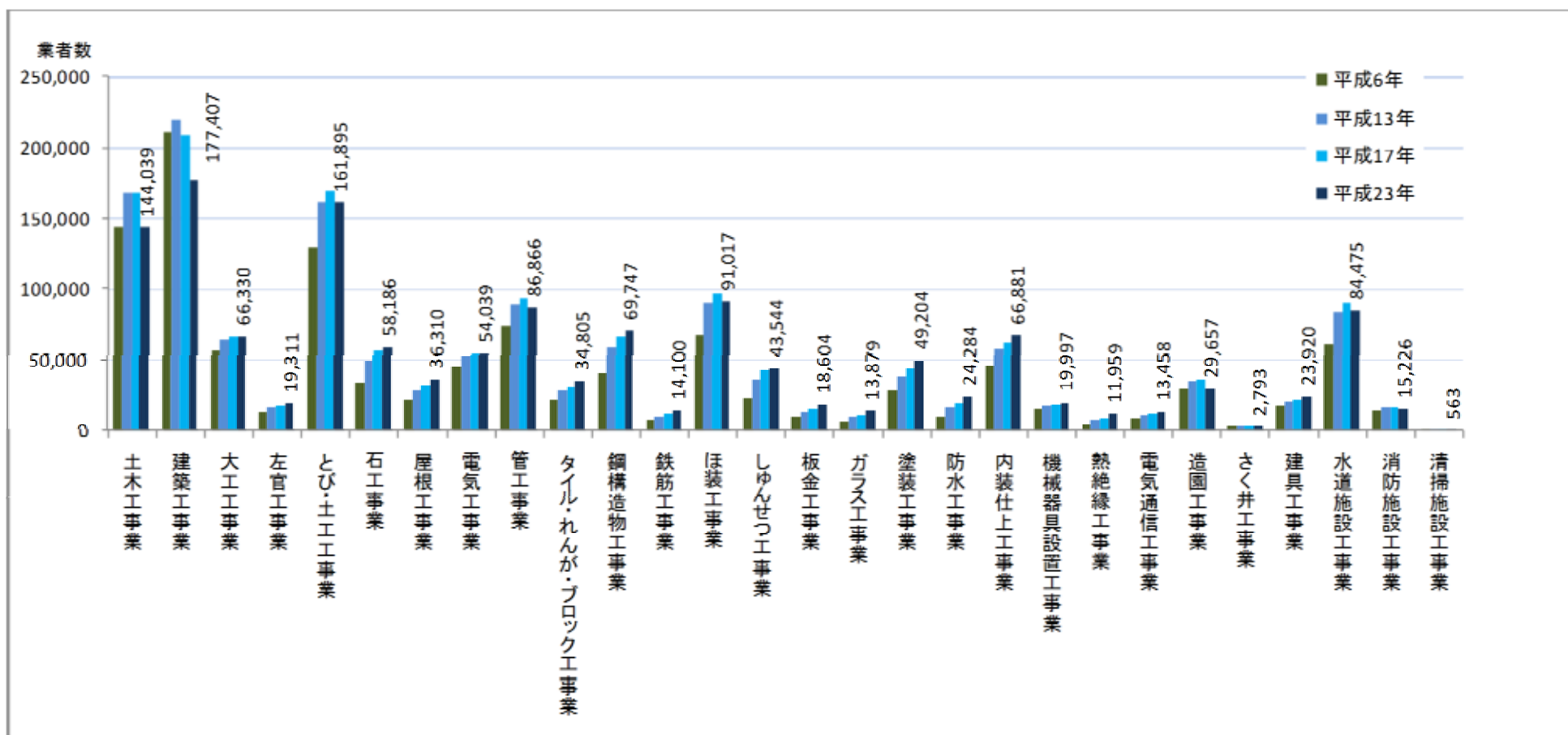
○ 主任技術者となり得る資格要件

業種区分		土木	舗装	しゅんせつ	水道施設	とび・土工	塗装	石	鋼構造物	建築	大工	屋根	タイル・れんが・ブロック	内装仕上	左官	鉄筋	板金	ガラス	防水	熱絶縁	建具	電気	管	機械器具設置	電気通信	造園	さく井	清掃施設	消防施設
国家資格	建設業法「技術職掌」	建設機械施工技士				建設機械施工技士																							
		土木施工管理技士																											
		建築施工管理技士																											
																						電気工事施工管理技士	管工事施工管理技士			造園施工管理技士			
	建築士法								建築士																				
	技術士法	技術士						技術士														技術士							
	電気工事士法																					電気工事士							
	電気事業法																					電気主任技術者							
	電気通信事業法																								電気通信主任技術者				
	水道法																					排水設備工事主任技術者							
	消防法																											消防設備士	
その他	職業能力開発促進法					技能士				技能士												技能士					技能士		
	建設業法の位置づけあり					地すべり防止工事士																建築設備士	計装士				地すべり防止工事士		

- 3 - 6 28業種ごとの許可業者数の推移

- 平成23年における許可業者数の多い業種は、土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業。
- 平成6年から23年の許可業者数の推移では、建築工事業での20%減少が特出している。土木工事業、造園工事業が横ばいで推移している他は、すべての業種において増加している。

完成工事高のある業者数



各年3月末現在